

## 資料3-7 水質調査地点一覧(海域)

## (2) 海 域

地点統一 番号	水 域 名		環 境 基 準 等  地 点 名	調 査  機 関 名	類 型 及 び 達 成 期 間		指 定 年 月 日 (見直し年月日)	
	COD等	全窒素 全 燐			COD等	全窒素 全 燐	COD等	全窒素 全 燐
601 - 1	四日市港(甲)	伊勢湾(口)	四日市港(甲)St-1	三重県	C イ	イ	S.45.9.1	H.8.2.27 (H.14.3.15)
601 - 53	四日市港(甲)	伊勢湾(口)	四日市港(甲)St-10	四日市市	(C)	( )	S.45.9.1	H.8.2.27 (H.14.3.15)
601 - 54	四日市港(甲)	伊勢湾(口)	四日市港(甲)St-12	四日市市	(C)	( )	S.45.9.1	H.8.2.27 (H.14.3.15)
601 - 58	四日市港(甲)	伊勢湾(口)	四日市港(甲)St-11	四日市市	(C)	( )	S.45.9.1	H.8.2.27 (H.14.3.15)
601 - 71	四日市港(甲)	伊勢湾(口)	四日市港(甲)St-2	三重県	(C)	イ	S.45.9.1	H.8.2.27 (H.14.3.15)
603 - 1	四日市・鈴鹿地先 海域(甲)	伊勢湾(八)	四日市・鈴鹿地先 海域(甲)St-3	三重県	B イ	イ	S.45.9.1	H.8.2.27 (H.14.3.15)
603 - 2	四日市・鈴鹿地先 海域(甲)	伊勢湾(八)	四日市・鈴鹿地先 海域(甲)St-4	三重県	B イ	イ	S.45.9.1	H.8.2.27 (H.14.3.15)
604 - 1	四日市・鈴鹿地先 海域(乙)	伊勢湾(八)	四日市・鈴鹿地先 海域(乙)St-5	三重県	A イ	イ	S.45.9.1	H.8.2.27 (H.14.3.15)
605 - 1	津・松阪地先海域	伊勢湾(二)	津・松阪地先海 域 St-1	三重県	B イ	イ	S.46.5.25 (H.14.3.29)	H.8.2.27 (H.14.3.15)
605 - 2	津・松阪地先海域	伊勢湾(二)	津・松阪地先海 域 St-2	三重県	B イ	イ	S.46.5.25 (H.14.3.29)	H.8.2.27 (H.14.3.15)
605 - 3	津・松阪地先海域	伊勢湾(二)	津・松阪地先海 域 St-3	三重県	B イ	イ	S.46.5.25 (H.14.3.29)	H.8.2.27 (H.14.3.15)
606 - 1	伊勢地先海域	伊勢湾(二)	伊勢地先海域 St-4	三重県	B イ	イ	S.46.5.25	H.8.2.27 (H.14.3.15)
607 - 1	英虞湾	英虞湾	英 虞 湾 St-1	三重県	A イ	二	S.49.5.10	H.8.3.29
607 - 2	英虞湾	英虞湾	英 虞 湾 St-2	三重県	A イ	二	S.49.5.10	H.8.3.29
608 - 1	五ヶ所湾	五ヶ所湾	五ヶ所湾 St-1	三重県	A 口	二	S.49.5.10	H.10.3.31
609 - 1	尾鷲湾	尾鷲湾	尾 鷲 湾 St-1	三重県	A 口	イ	S.50.4.11	H.12.3.31
609 - 2	尾鷲湾	尾鷲湾	尾 鷲 湾 St-2	三重県	A 口	イ	S.50.4.11	H.12.3.31
610 - 51	伊勢湾	伊勢湾(二)	鳥 羽 湾 St-1	三重県	(A)	( )	S.46.5.25 (H.14.3.29)	H.8.2.27 (H.14.3.15)
610 - 52	伊勢湾	伊勢湾(二)	鳥 羽 湾 St-2	三重県	(A)	( )	S.46.5.25 (H.14.3.29)	H.8.2.27 (H.14.3.15)
610 - 53	伊勢湾	伊勢湾(二)	的 矢 湾 St-1	三重県	(A)	( )	S.46.5.25 (H.14.3.29)	H.8.2.27 (H.14.3.15)
610 - 54	伊勢湾	伊勢湾(二)	伊勢湾(二) St-1	三重県	(A)	イ	S.46.5.25 (H.14.3.29)	H.8.2.27 (H.14.3.15)
610 - 55	伊勢湾	伊勢湾(二)	伊勢湾(二) St-2	三重県	(A)	イ	S.46.5.25 (H.14.3.29)	H.8.2.27 (H.14.3.15)
701 - 1	尾鷲湾 (未指定)	尾鷲湾	尾 鷲 湾 St-3	三重県	-	( )	-	H.12.3.31
701 - 2	尾鷲湾 (未指定)	尾鷲湾	尾 鷲 湾 St-4	三重県	-	( )	-	H.12.3.31

(注) 1. 環境基準達成期間

「イ」は、直ちに達成する。

「口」は、5年以内で可及的すみやかに達成する。

「八」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成する。

「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2. 類型欄の( )書きは、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点であることを意味する。(補足地点)

3. 類型欄の-線は、環境基準が未指定であることを意味する。(未指定地点)